

令和元年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和元年8月30日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 議案第2号 奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 議案第3号 奥州市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第6号 奥州市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第7号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第8号 奥州市印鑑条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市立幼稚園条例等の一部改正について
- 議案第11号 ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部改正について
- 議案第12号 奥州市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第13号 奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について
- 議案第14号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第16号	令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第17号	令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第18号	令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第19号	令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第20号	令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第23号	令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第24号	平成30年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第25号	平成30年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第26号	平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第27号	平成30年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第28号	平成30年度奥州市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第29号	平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第30号	平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第31号	平成30年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第32号	平成30年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第33号	平成30年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第34号	平成30年度奥州市病院事業会計決算認定について
議案第35号	平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計決算認定について
報告第1号	平成30年度奥州市健全化判断比率及び平成30年度奥州市資金不足比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千葉 芳範
生年月日 （略）

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の千葉芳範氏は、令和元年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 弘行
生年月日 （略）

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の荒川史子氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 高野 喜美子
生年月日 （略）

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の高野喜美子氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 菊地 勇一
生年月日 （略）

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

人権擁護委員の菊地勇一氏は、令和元年9月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方公務員法等の規定により、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものである。

奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第24条に規定する単純労務者を除く。以下同条を除き「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに同条に規定する単純労務者の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第3条 第1号会計年度任用職員には、奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）との権衡、第1号会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める額の給料に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第4条 給与条例第8条の2第1項に掲げる職に任用された第1号会計年度任用職員のうち規則で定める第1号会計年度任用職員には、前条の規定による報酬のほか、同項に定める額を超えない範囲内で規則で定める額の初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第5条 給与条例第10条の3第1項に規定する地域に在勤する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額に、給与条例第10条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 給与条例第11条第1項の勤務に従事する第1号会計年度任用職員には、第3条の規定による報酬のほか、奥州市職員の特殊勤務に関する条例（平成18

年奥州市条例第48号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第7条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第10条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 第22条の規定により奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。)の適用を受ける職員(以下「勤務時間等条例適用職員」という。)の例により時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時

間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により、週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 7 第1号会計年度任用職員が、第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬）

第8条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回につき、給与条例第14条第1項に定める宿日直手当の額を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

- 2 前項の勤務は、前条、次条及び第10条の勤務には含まれないものとする。

（第1号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬）

第9条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

（第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

第10条 給与条例第16条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）（第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められている第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員にあっては、勤務時間等条例第8条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び第16条に規定する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じ

て得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出)

第11条 第7条、第9条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、規則に定めるところにより算定して得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の報酬の減額)

第12条 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により指定された時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 月額又は日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の前項の勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第13条 第2号会計年度任用職員に支給する給料の額は、給与条例適用職員との権衡、第2号会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(第2号会計年度任用職員の手当の支給額等)

第14条 第2号会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第25条第8項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな

い。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法)

第18条 会計年度任用職員の給料及び月額報酬の支給方法については、給与条例適用職員の例による。

2 第1号会計年度任用職員の報酬（月額により定めるものを除く。）については、その都度又は一月の分をその翌月の10日以後の日のうち規則で定める日に支給する。

(休職者の給与)

第19条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第25条の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第20条 第1号会計年度任用職員が通勤のため交通機関若しくは有料の道路を利用してその運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例による。

(第1号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第21条 第1号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第22条 会計年度任用職員の勤務時間及び休日については、勤務時間等条例適用

職員の例による。

（会計年度任用職員の休暇）

第23条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 前項の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

（単純労務者の給与の種類及び基準）

第24条 単純労務者（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）をいう。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮し、規則で定める。

（規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（給与条例の一部改正）

2 給与条例の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定により、職員」を「及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第26条に規定する単純労務者を除く。以下同条を除き「職員」という。）」に改め、「必要な事項」の次に「並びに同条に規定する単純労務者の給与の種類及び基準」を加える。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第26条の見出し中「給与」の次に「の種類及び基準」を加え、同条第1項中「法第57条に規定する」を削り、「職員」の次に「（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、「とする」を「とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める」に改める。

別表第1備考ただし書を削る。

（奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年奥州市

条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「奥州市医療局企業職員」の次に「で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）」を加える。

第26条中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

議案第 2 号

奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものである。

奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、市長に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 任免及び人数の状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業の状況
- (6) 分限及び懲戒処分の状況
- (7) サービスの状況
- (8) 研修の状況
- (9) 福祉及び利益の保護の状況
- (10) その他市長が必要と認める事項

(市長の把握の時期)

第4条 市長は、毎年7月末日までに、前年度における人事行政の運営に関する業務の状況を把握しなければならない。

(市長の把握事項)

第5条 前条の規定により市長が把握しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (3) 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第6条 市長は、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定により把握した内容を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、奥州市公告式条例（平成18年奥州市条例第3号）第2条

第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

奥州市森林環境譲与税基金条例の制定について

奥州市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条の規定により市に対して譲与される森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるとともに、当該施策を長期的かつ計画的に進めるため、奥州市森林環境譲与税基金を設置しようとするものである。

奥州市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により市に対して譲与される森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるとともに、当該施策を長期的かつ計画的に進めるため、奥州市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的に従って使用する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の分限及び懲戒の取扱い等について規定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成18年奥州市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。

(奥州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 奥州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年奥州市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年奥州市条例第 号）第3条及び第5条の規定による報酬に限る。）の額）」を加える。

(奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例（平成18年奥州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(奥州市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奥州市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和元年奥州市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等が図られたことから、関係する規定を整理するほか、奥州市消防団員においては、欠格条項から成年被後見人であることを除くため、関係条例の整備をしようとするものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成18年奥州市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第8項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

(奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年奥州市条例第324号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条各号（第3号を除く。）」を「前条第1号又は第3号」に改める。

(奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第3条及び第4条の規定は公布の日から、その他の規定は令和元年12月14日から施行する。

(奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の

整備に関する法律の施行の日前に同法第44条の規定による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の奥州市一般職の職員の給与に関する条例第20条第1項及び第4項、第20条の2第2号（同条例第21条第5項及び第25条第9項において準用する場合を含む。）、第21条第1項及び第2項第1号並びに第25条第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 6 号

奥州市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

奥州市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例
の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

平成28年 9 月に策定した奥州市下水道事業法適化基本計画に基づき、奥州市公共
下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法
の全部を適用することで、事業の経営、資産等の状況を正確に把握し、もって効率
的な事業運営を行うため、関係条例の整備をしようとするものである。

奥州市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(奥州市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市水道事業の設置等に関する条例（平成18年奥州市条例第297号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第8条第1項中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第3項中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項の表以外の部分中「給水区域」を「水道事業の給水区域」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

3 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道事業計画に定める区域

(2) 施設 下水道法第4条第1項の規定による公共下水道事業計画に定める施設

4 農業集落排水事業の計画処理区域は、奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）第3条に規定する処理区域とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。

以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(奥州市部設置条例の一部改正)

第2条 奥州市部設置条例（平成18年奥州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「下水道その他」を「浄化槽その他」に改める。

(奥州市行政手続条例の一部改正)

第3条 奥州市行政手続条例（平成18年奥州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に、「、若しくは」を「若しくは」に改める。

(奥州市情報公開条例の一部改正)

第4条 奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改める。

(奥州市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 奥州市個人情報保護条例（平成18年奥州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改める。

(奥州市特別会計条例の一部改正)

第6条 奥州市特別会計条例（平成18年奥州市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

(奥州市污水处理施設条例の一部改正)

第7条 奥州市污水处理施設条例（平成18年奥州市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう」を「の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、規則で定める。）をいう」に改める。

第6条第1項中「市長が指定した排水設備工事指定店（以下「指定店」という。）」を「奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 排水設備は、規則で定める技術上の基準に適合するように汚水処理施設に接続しなければならない。

（奥州市営浄化槽条例の一部改正）

第8条 奥州市営浄化槽条例（平成18年奥州市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう」を「の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、規則で定める。）をいう」に改める。

第12条第1項中「市長が指定した者（以下「工事指定店」という。）」を「奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 排水設備は、規則で定める技術上の基準に適合するように浄化槽に接続しなければならない。

（奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第9条 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年奥州市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（奥州市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正）

第10条 奥州市公共下水道事業受益者分担金条例（平成18年奥州市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

（奥州市下水道条例の一部改正）

第11条 奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう」を「の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定める。）をいう」に改める。

第5条から第7条までの規定、第9条、第11条及び第13条中「規則で」を「市長が」に改める。

第14条第1項及び第2項中「規則で定めるところにより」を削る。

第30条第3項中「規則で」を「市長が」に改める。

（奥州市農業集落排水施設条例の一部改正）

第12条 奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう」を「の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定める。）をいう」に改める。

第6条第2号中「農集排設備の施設」を「農集排施設」に、「規則で」を「市長が」に改める。

第8条第1項中「市長が指定した者（以下「工事指定店」）」を「奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 排水設備は、市長が定める技術上の基準に適合するように農集排施設に接続しなければならない。

別表第3中「平成39年度」を「令和9年度」に、「平成42年度」を「令和12年度」に改める。

（奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部改正）

第13条 奥州市農業集落排水事業分担金条例（平成18年奥州市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第4条第1項中「規則で定めるところにより」を「その旨を市長に」に改める。

第9条中「、又は」を「又は」に改め、「、規則で定めるところにより」を削る。

第10条中「、規則で定めるところにより」を削る。

（奥州市都市下水路条例の一部改正）

第14条 奥州市都市下水路条例（平成18年奥州市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第11条第3項及び第4項中「規則で」を「市長が」に改める。

第20条第6号中「第19条第1項」を「前条第1項」に改める。

（奥州市水道事業運営審議会条例の一部改正）

第15条 奥州市水道事業運営審議会条例（平成18年奥州市条例第298号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奥州市上下水道事業運営審議会条例

第1条中「水道事業に」を「上下水道事業に」に、「奥州市水道事業運営審議会」を「奥州市上下水道事業運営審議会」に改める。

第2条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 下水道使用者

(奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第16条 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年奥州市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改める。

(奥州市自治基本条例の一部改正)

第17条 奥州市自治基本条例（平成21年奥州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「水道事業管理者の権限を行う市長」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中奥州市行政手続条例第2条第6号の改正規定（「、若しくは」を「若しくは」に改める部分に限る。）、第7条中奥州市污水处理施設条例第3条第6号の改正規定、第8条中奥州市営浄化槽条例第2条第5号の改正規定、第12条中奥州市農業集落排水施設条例別表第3の改正規定、第13条中奥州市農業集落排水事業分担金条例第9条の改正規定（「、又は」を「又は」に改める部分に限る。）及び第14条中奥州市都市下水路条例第20条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対して行われた手続その他の行為で、この条例の施行の日以後上下水道事業管理者の権限を行う市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、上下水道事業管理者の権限を行う市長が行った処分、手続その他の行為又は上下水道事業管理者の権限を行う市長に対して行われた手続その他の行為とみなす。

議案第 7 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されることから、特定教育・保育施設等に係る利用者負担額を満 3 歳以上の子どもについて無償化するほか、所要の整備を行うため、関係条例の整備をしようとするものである。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第1条 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定
の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

題名を次のように改める。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則（第1条―第3条）

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第4条）

第2款 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準（第37条）

第2款 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61
条）

第3章 補則（第62条）

第4章 罰則（第63条・第64条）

附則

「第1章 総則」を「第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
者の運営に関する基準」に改める。

第1章中第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第11号
中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号
を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法
第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を
「法第30条第4項」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号と
し、第12号から第14号までを5号ずつ繰り下げ、同条第11号の次に次の5号を

加える。

(12)満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13)特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14)満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15)市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16)負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

「第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準」を削る。

「第1節 利用定員に関する基準」を削る。

第4条の見出しを削り、同条中「この章」を「この節」に改め、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

「第2節 運営に関する基準」を削る。

第5条中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第6条及び第7条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場

合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出し中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中「特定教育・保育施設は、支給認定子ども」を「特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とる」を「採る」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項、第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

「第3節 特例施設型給付費に関する基準」を削る。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「幼稚園又は認定こども園」を「認定こども園又は幼稚園」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が

定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第3款 特例施設型給付費に関する基準

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「と、」
「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。））」とあるのは「除く。））」とする」を「と、」
「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする」に改める。

「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を削る。

「第1節 利用定員に関する基準」を削る。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「この章」を「この節」に、「の数」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「あつては、その利用定員の数」を「あつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改め、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

「第2節 運営に関する基準」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第3項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「限る。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「特定教育・保育」を「教育・保育」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」及び「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削る。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型

保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」と、同項及び」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、」に改める。

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準」を削る。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した

費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

第4章及び第5章を削る。

第1章の次に次の3章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した

契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽

りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（秘密保持等）

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（記録の整備）

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 補則

第62条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 罰則

第63条 子どものための教育・保育給付（法第11条に規定する子どものための教育・保育給付をいう。）に係る教育若しくは保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であつた者が、正当な理由がなく法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10万円以下の過料に処する。

第64条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、「と、第54条中「教育・保育給付をいう。」とあるのは「教育・保育給付をいい、法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。」」を削る。

附則中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

（奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正）

第2条 奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者（支給認定子ども）」を「教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定子ども）」に、「別表第1の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に掲げる教育認定子ども 零
- (2) 令第4条第1項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子ども 零
- (3) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表第1に定める額

第3条第2項中「前項」を「前項第3号」に改める。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第5項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

各月初日在籍児童の世帯階層			利用者負担額（月額）	
階層	定義		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等又は教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0 円	0 円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税である世帯		0 円	0 円
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,500円	8,000円
C 2	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額が30,000円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,000円	10,400円
C 3	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額が30,000円以上48,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,000円	13,300円
D 1 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額が48,600円以上57,700円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,500円	15,600円

D 1 b	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が57,700円以上63,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,500円	15,600円
D 2 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が63,600円以上77,101円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	20,000円	19,000円
D 2 b	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	77,101円以上78,600円未満	20,000円	19,000円
D 3		78,600円以上97,000円未満	24,000円	22,800円
D 4		97,000円以上117,000円未満	28,000円	26,600円
D 5		117,000円以上141,900円未満	33,000円	31,300円
D 6		141,900円以上169,000円未満	38,000円	36,100円
D 7		169,000円以上200,100円未満	42,000円	39,900円
D 8		200,100円以上250,000円未満	46,000円	43,700円
D 9		250,000円以上301,000円未満	50,000円	47,500円
D 10		301,000円以上397,000円未満	53,000円	50,300円
D 11		397,000円以上	56,000円	53,000円

備考

1 この表の適用を受ける者は、特定教育・保育（保育に限る。）又は特

定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた者とし、おおむね法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。

- 2 この表における児童の年齢の区分については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日の満年齢の区分とし、その区分は、当該年度中に限り変更しない。
- 3 この表において、「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- 4 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯をいう。
- 5 この表において「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯その他の規則で定める世帯をいう。
- 6 この表において「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。
- 7 この表における「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）をいい、その額は、規則で定めるところにより計算する。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、この表に掲げる利用者負担額の半額とする。
 - (1) 規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる年齢順に上から2番目の負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
 - (2) 前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から2番目の特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を0円とする。

- (1) 規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる年齢順に上から3番目以降の負担額算定基準子どもが教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
 - (2) 前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から3番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
 - (3) 前2号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が2人以上いるひとり親世帯等にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から2番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
 - (4) 前3号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる年齢順に上から3番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども
- 別表第2備考中「の保育時間基準額表」を削る。

(奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例の一部改正)

第3条 奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例（平成27年奥州市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

別表備考6中「の保育時間基準額表」を削る。

(奥州市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第4条 奥州市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年奥州市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 8 号

奥州市印鑑条例の一部改正について

奥州市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令による住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票等への旧氏の記載が可能になったことから、旧氏による印鑑の登録を行うことができるようにするとともに、性同一性障害者等に配慮し、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項から性別に関する事項を削るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市印鑑条例の一部を改正する条例

奥州市印鑑条例（平成18年奥州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第4項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に令第30条の16第1項に規定する通称（以下「通称」という。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第4条第4項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第6号とし、同条第5項中「（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を削る。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第2項中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第14条第1号を次のように改める。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る印鑑の登録から適用し、同日前の申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。

議案第 9 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新設された手続の申請に係る手数料を定めるため、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本市が徴収する手数料の金額を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

。

別表第1の15の2の項中「5,000円」を「8,000円」に、「9,000円」を「1万4,000円」に、「1万4,000円」を「2万1,000円」に、「1万9,000円」を「2万7,000円」に、「3万4,000円」を「4万8,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

15の3 建築基準法第87条の3第3項又は第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物を一時的に他の用途として使用する場合の許可申請手数料	1件につき床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては6万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては8万円
---	-------------------------------	---

別表第1備考2各号列記以外の部分中「、改築」を「若しくは改築」に、「場合における、6の項」を「場合又は建築基準法第87条の2第1項若しくは同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合における6の項」に改め、同表備考2第1号中「、改築」を「改築」に改め、同表備考2に次の1号を加える。

(3) 建築基準法第87条の2第1項又は同条第2項において準用する同法第86条の8第3項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合 当該用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

別表第4の12の項中「1万2,000円」を「1万8,000円」に改め、同表27の項中「1万円」を「9,300円」に、「9,400円」を「8,700円」に改め、同表28の項中「8,500円」を「7,900円」に、「6,700円」を「6,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後申請がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第10号

奥州市立幼稚園条例等の一部改正について

奥州市立幼稚園条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

園児数が著しく少数となっている奥州市立小山西幼稚園を奥州市立小山東幼稚園に統合し、閉園するとともに、今後、入園を希望する園児が見込まれない奥州市立上姉体幼稚園の閉園の時期を早めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(奥州市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立小山西幼稚園の項を削る。

(奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成30年奥州市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成33年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

議案第11号

ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部改正について

ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺総合コミュニティセンターの和室を市民の利用に供することにより、利用者の利便性の向上に資するため、所要の改正をしようとするものである。

ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部を改正する条例

ヒロノ福祉パーク交流施設条例（平成18年奥州市条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「会議室」を「会議室 和室」に改める。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料

区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合		附属の設備の使用料
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
コミュニティホール	円 1,050	円 1,575	円 2,100	円 3,150	附属の設備を使用する場合には、一式1時間までごとに市長が定める額を別に徴収する。
市民ギャラリー	1,050	1,575	2,100	3,150	
会議室	420	630	840	1,260	
和室	420	630	840	1,260	
視聴覚室	420	630	840	1,260	

備考

1 上記使用料は、1時間当たりの単価とする。

2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

奥州市水道事業給水条例の一部改正について

奥州市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴い、引用する規定を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奥州市水道事業給水条例（平成18年奥州市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第27条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第13号

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

現在義務履行者がなく、平成26年以後貸付けの申請も行われていない医師養成奨学資金貸付制度について、貸付対象者や貸付金額等を拡充すること等により、将来の市立病院等における安定的な医師確保を図るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

奥州市医師養成奨学資金貸付条例（平成19年奥州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、第2号から第4号までに規定する貸付対象者については、市長が特別の事情があると認めた者に限る。

第2条第1号中「規定する」を「基づく大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程の入学試験に合格した者又は」に改め、同条第3号中「有し、又は大学の医学部を卒業した後」を「有する者であって」に、「研究をしている者」を「研究をしているもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 医師の免許を有する者であって、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において医学を専攻するもの

第3条を次のように改める。

（奨学資金の種類及び貸付金額）

第3条 奨学資金は、次の各号に掲げる奨学資金の種類に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内において貸し付けるものとする。

(1) 月額貸付金 月額30万円

(2) 入学一時金 1,080万円

(3) 入学準備金 360万円を限度として30万円を単位とする額

(4) 入学準備金（胆江枠） 200万円

2 月額貸付金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の属する月までの間、修学を継続するための経費に充てるための費用として、毎月、貸し付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第1号に該当する者 大学を卒業する日

(2) 前条第2号に該当する者 臨床研修を終了する日

(3) 前条第3号に該当する者 研究機関を退所する日

(4) 前条第4号に該当する者 大学院の課程を修了する日

3 入学一時金は、月額貸付金の貸付けを受ける者のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学に入学する者（大学独自の奨学資金制度を併用する者を除く。）が大学の入学時に入学金の納付等一時に多額の経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。

4 入学準備金は、月額貸付金の貸付けを受ける者が大学に入学するための準備に経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。

5 入学準備金（胆江枠）は、月額貸付金の貸付けを受ける者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が大学に入学するための準備に経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。

(1) 本人、父母、親権者又は未成年後見人のいずれかが市内又は金ヶ崎町内に住所を有し、1年以上居住している者

(2) 市内又は金ヶ崎町内に所在する高等学校（学校教育法に基づく高等学校をいう。）を卒業することが見込まれる者又は卒業した者

6 入学準備金（胆江枠）の貸付けを受ける者は、併せて入学準備金の貸付けを受けることができる。

第5条第2項中「奨学生」を「借受者」に改める。

第6条を削る。

第7条中「奨学生」を「借受者」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加え、同条を第6条とする。

(3) 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

第8条中「奨学生」を「借受者」に、「奨学資金」を「月額貸付金」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（償還）

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに償還債務（奨学資金として貸付けを受けた額及び当該貸付けを受けた額に係る利息に相当する額で規則に定めるものをいう。以下同じ。）を償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、分割償還をすることができる。

(1) 第6条の規定により奨学資金の貸付けを中止されたとき。

(2) 大学を卒業した後、規則で定める期間内に医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験（以下「試験」という。）に合格しなかったとき。

(3) 試験に合格した後、規則で定める期間内に臨床研修を行わなかったとき。

(4) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において医師の業務に従事しなかったとき。

(5) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において奨学資金の貸付けを受けた期間に次に掲げる貸付対象者の区分に応じ、それぞれに定める期間を加えた期間（以下「貸付期間」という。）、医師の業務に従事しなかったとき。

ア 入学一時金の貸付けを受けた者 3年

イ 入学準備金の貸付けを受けた者 貸付けを受けた入学準備金の額を30で除して得た数に相当する月数

2 貸付期間は、第2条第1号の貸付対象者のうち4年以上の貸付けを受けた者が岩手県内の基幹型臨床研修病院で臨床研修を受けた場合は、当該期間から

1 年を減じた期間とする。

第 9 条を削る。

第10条第1項中「奨学生」を「借受者」に改め、同項第1号中「奨学資金の貸付けを受けた期間（入学一時金の貸付けを受けた者においては、当該期間に3年以内の年数を加えた期間。以下「貸付期間」という。）」を「臨床研修を行った後、規則で定める期間内に貸付期間」に改め、同項第2号中「全額」の次に「又は一部の額」を加え、同項第4号中「第3号」を「第1項第2号から第5号までのいずれか」に改め、同項第5号中「市立病院等」を「臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「奨学生」を「借受者」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奥州市医師養成奨学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に市長が貸付けを決定する奨学資金について適用し、同日前に改正前の奥州市医師養成奨学資金貸付条例の規定に基づき市長が貸付けを決定した奨学資金については、なお従前の例による。

議案第14号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第15号

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第16号

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第17号

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第18号

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第19号

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第20号

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第21号

令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第22号

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第23号

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年8月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第24号

平成30年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第25号

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月 30 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

平成30年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

平成30年度奥州市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

平成30年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

平成30年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

平成30年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成30年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

平成30年度奥州市病院事業会計決算認定について

平成30年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第35号

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計決算認定について

平成30年度奥州市国民宿舎等事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和元年 8 月30日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第 1 号

平成30年度奥州市健全化判断比率及び平成30年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度奥州市健全化判断比率及び平成30年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 平成30年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	16.6	110.4
早期健全化基準	11.62	16.62	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 平成30年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20.0
奥州市病院事業会計	—	20.0
奥州市国民宿舎等事業会計	1.7	20.0
奥州市下水道事業特別会計	—	20.0
奥州市農業集落排水事業特別会計	—	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20.0

令和元年 8 月 30 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記